

2019年3月



葵総合経営センターだより

特集

確定申告

～住宅ローン控除について～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

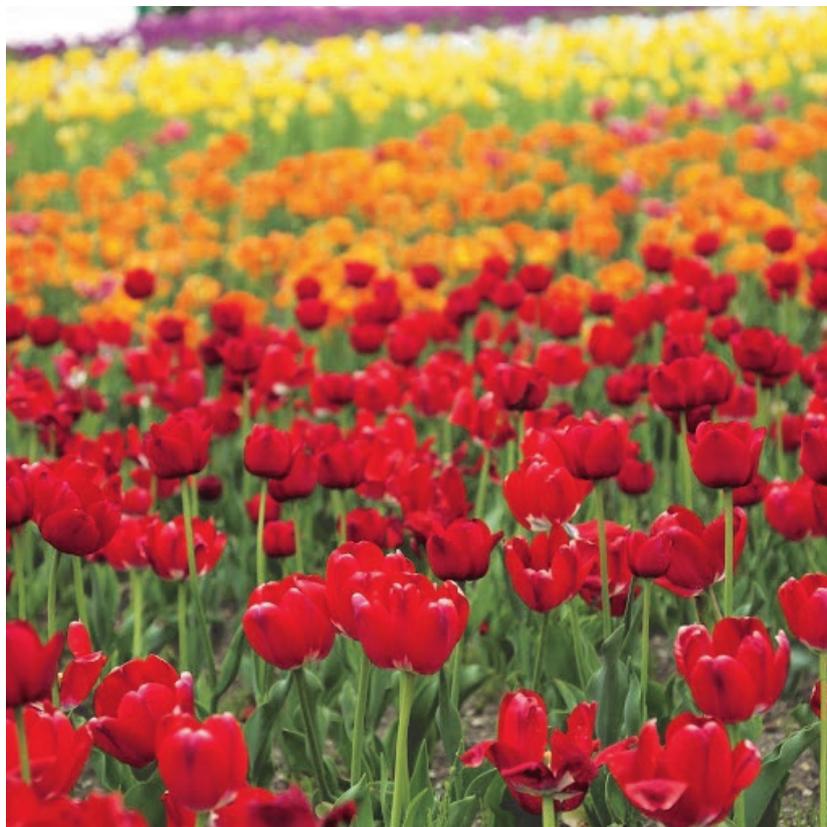
〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「チューリップ」 医療法人鹿志会エルズメディケア名古屋様 撮影

目次

- | | | | |
|---|----------------------------------|----|------------------------|
| 2 | コミュニケーションの重要性 | 7 | 相続法改正（遺留分） |
| 3 | 異業種協働の介護サービス | 8 | （随想）堺屋太一氏の訃報に
接して思う |
| 4 | 確定申告
～住宅ローン控除について～ | 9 | 康友会ゴルフ・税務労務 |
| 6 | 時間外労働の上限規制
中小企業への適用は2020年4月より | 10 | ご案内 |

No.574

コミュニケーションの重要性

センター代表 杉浦 康晴

3月に入り、当税理士法人は確定申告業務で最繁忙期真っ只中です。体調管理には気をつけながら残りの半月、スタッフ一同頑張っています。

さて、忙しいときに限らず、昨今、コミュニケーションの重要性を感じる場面が多くあります。コミュニケーション能力は「話す力」「聞く力」の両方が必要です。

特に日本語は「書き言葉」と「話し言葉」に乖離がある言語であるにもかかわらず、日本の学校教育では「会話力」を鍛えることを教えてこなかったことが、コミュニケーションを上手にとれていない原因のひとつだと考えます。最近の教育ではディベートなどを取り入れていることから、人前で話すことが苦手と感じる若者が以前より少なくなったようには思いますが、職場での上司や同僚との意思疎通がうまくはかかれていないケースもよく見られます。

コミュニケーションスキルを磨くことはビジネスパーソンにとって、とても大切な課題です。お客様との会話、会議やディスカッション、雑談など日頃からコミュニケーションの訓練が必要だと考えます。コミュニケーションは職場のような狭い範囲だけに限らず、地域の活性化にもつながっていきます。人と人のつながりの重要性で街づくりを成功させた例もあります。

また、コミュニケーションの話と一緒に取り上げられる話題として「AIとの闘い」が

あります。これからAIの導入により、人間が必要なくなるのではないかと、また頭脳を使わなくなるのではないかと心配の声もありますが、AIとコミュニケーションをとりながら人間自身も成長しなければならない、そしてAIと情報共有をし、上手く共存していくことがこれからの人類に必要なのではないかと感じています。

そして、健康管理には体と共に脳の活性化トレーニングとしてコミュニケーション能力を高めることが有効とされています。日常生活の中で会話を楽しみ、身体と脳の健康維持を図ることにより老化防止にもつながります。よく病院の待合室が高齢者のサロン化と言われることもありますが、こういったコミュニケーションはまさに老化防止の一助となっていることでしょう。

超高齢化社会に向け、高齢者がAIの活用をし、いつまでも健康で生活できるようになることで社会全体がハッピーとなるよう期待しています。

現代社会におけるコミュニケーション不足については、我々一人ひとりが意識的にコミュニケーションを行うことが必要不可欠です。では、それをどのように解決していくのか。まずは日頃の会話を少しずつでも増やしていくことから始まります。

4月から新入社員を迎える事業主の皆様方にとりましても、これらについて考える良きタイミングになるのではないのでしょうか。

異業種協働の介護サービス

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

「仕事付き高齢者向け住宅」をご存じですか。これは高齢者に仕事や役割を与え、社会参加を促す介護施設であり、高齢者が仕事をするにより、認知症・要介護状態の予防や進行抑制（健康寿命延伸）を狙うものです。経済産業省が提唱する、健康寿命延伸産業創出推進事業に位置付けられています。

社会福祉法人伸こう福祉会（神奈川県）は、2017年12月からこのモデル事業を、自から運営する介護付き有料老人ホームでおこなっています※。対象は入居している要支援から要介護3までの高齢者で、その仕事内容はミックスリーフなどの野菜の栽培や農園内軽作業です。また生産した野菜を販売することにより生じた売り上げから、対象者に1回参加するごとに500円の謝礼金を支払っています。18年度も経済産業省の推進事業に採択されたため、対象施設を拡大し利用者を増やしています。

この事業には他にも複数の企業が参加しています。農作業でかがむ姿勢をとる必要のない、車いすでも作業を可能とする高床式砂栽培農業施設を提供している東レ建設は17年度からの参加であり、また18年度からはカゴメが参加し地域住民を対象に介護、野菜、健康をキーワードとする高齢者が参画可能な新たな「仕事」造りを進めています。

この3社で事業コンソーシアムを形成していますが、その他、健康寿命延伸効果の測定に東海大学などの大学が、栽培指導に野菜生

産をおこなっている法人が、また生産された野菜の販売協力を小売業であるイオンが、さらに地域高齢者のアセスメントに医療法人が協力団体として参加しています。

この事業のポイントと考えられる点は、入居者に提供する、仕事をおこなってもらい謝礼金を支払うというサービス形態です。「何もすることがなく退屈だ」「体操や工作ばかりでは飽きてしまう」「もっと人の役に立ちたい」と不満を感じている、気持ちが元気な入居者のニーズに応えるばかりではなく、対価が支給される形態に新しさを感じます。

そしてひとつの組織では達成できない成果を、業界を超えたさまざまな機能を持つ複数の組織が協働することによって達成・実現するという事業形態は注目です。

現在事業者に求められている介護は、排泄、入浴、食事といった三大介護に加えて、利用者の「心のケア」も含めた安心して自分らしく生き活きと暮らす援助です。その複雑かつ広いニーズに対し単独の組織でその要望に応えることはとても困難です。よって様々な機能を持つ、業界を超えた組織も含め、協働するといったアプローチは今後、より必要になっていくと考えられます。

本事例は経済産業省のモデル事業であり、経済的にも参加組織を集める点においても有利で今後の動向を見守るべきと考えますが、示唆に富む事例であることに変わりはありません。※日経デジタルヘルス 「仕事付き高齢者向け住宅」ってどんなもの？ より

確定申告～住宅ローン控除について～

葵総合税理士法人 税務会計部 木村 秀政

I 概要

住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）とは、個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等（以下「取得等」といいます。）をし、平成33年（2021年）12月31日までに自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときにおいて、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計金額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するものです。

II 適用要件

個人が住宅を新築又は建築後使用されたことのない住宅を取得した場合で、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるのは、次の全ての要件を満たすときです。

- ①新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること。
- ②特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3,000万円以下であること。
- ③新築又は取得をした住宅の床面積が50平方メートル以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること。
- ④10年以上にわたり分割して返済する方法になっている新築又は取得のための一定の借入金又は債務（住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得のための借入金等を含みます。）があること。
- ⑤居住の用に供した年とその前後の2年ずつの5年間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などの適用を受けていないこと。

III 住宅借入金等特別控除の適用を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除の適用を受けるための手続きについては、控除を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に、それぞれの区分に応じて一定の書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

（1）敷地の取得に係る住宅借入金等がない場合

- イ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ロ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ハ 家屋の登記事項証明書等の書類で、家屋の新築又は取得年月日等の事項を明らかにする書類

(2) 敷地の取得に係る住宅借入金等がある場合

上記(1)で掲げた書類に加え、敷地の登記事項証明書等で敷地の取得年月日及び取得対価の額を明らかにする書類その他一定の書類

(3) その他、取得等する家屋の種類等に応じて、一定の書類を提出する必要があります。

Ⅳ住宅借入金等特別控除と他の特例との併用の留意点

昨年末に報道等されておりましたが、住宅借入金等特別控除と他の特例の併用には注意が必要です。具体的には次の通りです。

①住宅借入金等特別控除と、住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例を併用した場合は、住宅ローン控除額の計算方法に注意が必要です。

②住宅借入金等特別控除と、居住用財産の譲渡に係る3,000万円特別控除の特例等の重複適用はできないことに注意が必要です。

Ⅴ消費税増税による住宅借入金等特別控除の延長・拡充

消費税率10%が適用される住宅借入金等特別控除の控除期間が10年から13年へ3年延長されました。10年目までは現行どおり、年末残高等の1%の控除が受けられます。11～13年目の3年間では、「①年末残高の1%」又は「②建物購入価格（消費税を除く）の2%を3等分した額」のいずれか少ない方の税額控除が受けられます。

この特例を利用するためには、消費税率10%適用の住宅を取得し、平成31年（2019年）10月から平成32年（2020年）末までに居住する必要があります。

参考資料：

「No.1213住宅を新築又は新築住宅を取得した場合」『国税庁タックスアンサー』

「国税庁 住宅ローン控除等の適用誤りに関するお知らせを公表」『税務通信』3536号
2018.12.17

「平成31年度税制改正のポイント④」『税務通信』3541号 2019.1.28



時間外労働の上限規制

～中小企業への適用は2020年4月より～

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

長時間労働は、健康の確保を困難にすることに留まらず、仕事と家庭生活の両立を困難にするなど悪影響の原因となっており、その是正対策は喫緊の課題です。このため、働き方改革の一環として労働基準法が改正され時間外労働の上限時間数が法律に規定されました。

■時間外労働をさせる場合には届出をすること・・・

基本的な手続きとして、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる「36（サブ）（サブ）協定」）を労使間において締結のうえ、労働基準監督署に届け出る必要があります。

◎今回の法改正のポイント・・・限度時間数の法制化！！

①時間外労働（休日労働は含まず）の上限は原則として、1ヶ月45時間・1年360時間（1年変形労働時間制を採用している事業所の場合は、1ヶ月42時間・1年320時間）でこの原則は従来通りであり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

②<臨時的な特別の事情>があつて、労使間の36協定に【特別条項】を明記する場合でも、以下の時間数等を守らなければなりません。

- ・時間外労働が1年間で720時間以内であること
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数が1ヶ月で100時間未満であること
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数について、「2ヶ月平均」～「6ヶ月平均」の複数月平均が全て1ヶ月当たり80時間以内であること
- ・時間外労働が1ヶ月45時間（または42時間）を超えることができるのは、年6ヶ月（1年の半分の月）までを限度とすること

※：臨時的な特別の事情とは、「一時的であり突発的な事由」になります。

改正法では「通常予見することができない」場合という文言の追加など厳格化されました。具体例として臨時的と認められるものとしては・・・

- ・急な注文等により納期がひっ迫した場合
- ・大規模なクレーム対応や、機械等の故障トラブルの対応の場合など、通常では予見しがたい事態の場合が該当します。これは、慢性的な長時間労働が想定されたものではなく、また通年業務として予見することが可能な決算業務等は臨時的な特別の事情に該当するかどうか、国からの具体的範囲の通達が待たれるところです。

今回の法改正により上限時間数に違反した場合には罰則を科すことが規定されました。今後は各月の残業時間・休日労働時間数の実績等を管理しておくことが必要不可欠です。